

7 農業者等に関するもの

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
農業振興課	園芸作物等産地収益力強化事業	地域特性を活かした園芸作物の産地拡大・収益力向上に向け、水田園芸拡大品目等の単収向上や作付拡大の取組を支援するもの。	品目①：水田園芸拡大品目（たまねぎ、にんじん、キャベツ、さといも） 品目②：砺波市の園芸産地プラン品目 品目①：技術導入の取組面積 品目②：技術導入の取組面積かつ前年からの作付拡大面積 いずれも 10,000円以内/10㍏ ²	農業者・営農組織	なし		とやま型水田フル活用促進事業費補助金交付要綱
農業振興課	環境保全型農業直接支払交付金	(1)化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と合わせて実施する緑肥の作付もしくは堆肥施用等の取組 (2)有機農業（国際水準に合致する化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組 (3)冬期湛水（土壌の発酵や雑草の繁茂を抑制するため、冬期間に湛水する）の取組	有機農業 12,000円以内/10㍏ ² 緑肥の作付 6,000円以内/10㍏ ² 堆肥の施用 4,400円以内/10㍏ ² 冬期湛水 4,000円以内/10㍏ ² ビニールマルチ 5,400円以内/10㍏ ² 草生栽培 5,000円以内/10㍏ ² 不耕起播種 3,000円以内/10㍏ ² 長期中干し 800円以内/10㍏ ² 秋耕 800円以内/10㍏ ²	農業者が組織する団体であって、生産局長が別に定める一定の要件を満たす農業者等	なし		環境保全型農業直接支払交付金実施要綱
農業振興課	経営転換協力金	地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（担い手）への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むようにするため、農地集積に協力する者に対して交付するもの。 ・経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人 など	農地中間管理機構へ貸し付けた農地の面積 10,000円以内/10㍏ ²	(1)全ての自作地を10年以上、農地中間管理機構に新たに貸し付け、かつ、その農地が機構から担い手に貸し付けられた農家 (2)地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付対象	なし		農地集積・集約化等対策事業実施要綱
農業振興課	地域集積協力金	地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して交付するもの。	機構の活用率に応じる（一般地域の場合） ・20%超40%以下…10,000円以内/10㍏ ² ・40%超70%以下…16,000円以内/10㍏ ² ・70%超80%以下…22,000円以内/10㍏ ² ・80%超…28,000円以内/10㍏ ²	「地域」内の農地の一定割合以上を新たに農地中間管理機構に貸し付けた地域	なし		農地集積・集約化等対策事業実施要綱
農業振興課	集約化奨励金	地域内の農地について、機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対して交付するもの。	区分1…地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加 10,000円以内/10㍏ ² 区分2…地域の団地面積の割合が20ポイント以上増加、もしくは、地域の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加 30,000円以内/10㍏ ²	「地域」内の農地の一定割合以上を新たに農地中間管理機構に貸し付けた地域	なし		農地集積・集約化等対策事業実施要綱
農業振興課	中山間地域等条件不利農地集積支援事業	条件不利農地を借り入れる担い手が農地の作業効率を向上させるための経費の一部を助成するもの。	畔倒し、畦補修、搬入路等の補修等 100,000円以内/10㍏ ² (県1/2 市1/4)	未整備農地等の条件不利農地を農地中間管理機構から新たに借り入れた担い手	なし		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	わな猟免許取得支援事業	有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を育成するもの。	狩猟免許試験申請手数料全額（試験に合格し、その免許を受けた場合に限る）	(1)原則市内に住所を有するもので、新たに「わな猟免許」を取得した者 (2)市猟友会に加入し、かつ市鳥獣被害対策実施隊として、5年以上継続して業務を遂行することができる者	なし		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	チューリップ球根新規生産振興事業	市内においてチューリップ球根の新たな生産者を育成するもの。	①新規生産者への支援 新規生産支援事業（1年目） 45万円以内 5a以上作付 生産拡大支援事業（2年目） 35万円以内 10a以上作付 定着化支援事業（3年目） 35万円以内 15a以上作付 ②栽培技術の習得等への支援 研修支援事業 10万円（補助率1/2） ③指導の匠による栽培技術指導活動支援 指導活動支援事業 5万円/年(定額)	(1)チューリップ球根栽培に取り組む営農組織若しくは農業者又は球根栽培農家の後継者として新規に取り組む者 (2)新規生産組織等に栽培技術指導ができるチューリップ球根生産者	なし		チューリップ球根新規生産振興事業
農業振興課	チューリップ球根生産土壌改良事業	有機質肥料の施肥及び土壌改良資材の散布により、土壌改良を行いウイルス対策を行うもの。	対象経費（有機質肥料施肥7,000円/10㍏ ² 、緑肥栽培2,400円/10㍏ ² 、資材散布〔珪酸石灰・シリカロマン〕4,000円/10㍏ ² 、資材散布〔発酵鶏糞〕2,400円/10㍏ ² ）の1/3以内	チューリップ球根栽培農家	なし		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	チューリップ球根生産圃場確保支援事業	球根の生産振興と生産圃場の確保を支援するもの。	栽培面積あたり8,000円以内/10㍏ ²	チューリップ球根栽培農家	なし		砺波市農林業振興事業補助金交付要綱
農業振興課	美しい農村景観整備事業	美しい景観など農業・農村が有する多面的機能の発揮の促進を目指し、耕作放棄地の復元・保全管理等の取組を支援するもの。	耕作放棄地の復元・保全管理 70,000円以内/10㍏ ² (県1/4 市1/4)	所有者、集落等	なし		美しい農村景観整備事業補助金交付要綱
農地林務課	(国)農地耕作条件改善事業	きめ細かな基盤整備による農業の体質強化を図るもの。	暗渠排水 工事費の1/2相当額 区画拡大 工事費の1/2相当額	(1)地域の中心となる経営体（担い手） (2)市税等の滞納がない者	なし		農地耕作条件改善事業実施要綱